

## 農地銀行を利用した農地の貸借及び売買・贈与の要件

契約の内容	貸借	売買・贈与
下限面積	無	無
農作業従事日数	年間150日以上	年間150日以上
耕作状況	耕作放棄地がないこと	耕作放棄地がないこと
その他の要件	新規就農者は営農計画書を提出すること	「認定農業者」又は「認定新規就農者」であること ※認定新規就農者は1年以上の営農経験があること

※農地中間管理事業を利用する場合も同様です。  
手続きについては農業委員会事務局までお問い合わせください。

※手続きをしないで農地の貸借や売買・贈与をした場合は法律違反になります。